

公募型指名競争入札の執行について

令和 7 年 6 月 6 日

大阪市住宅供給公社 理事長 田中 義浩

次のとおり公募型指名競争入札を執行する

1 入札に付する事項	
(1) 案件名称	鶴町第 8 住宅 1 号館台所その他改修工事監理業務委託
(2) 履行場所	大阪市大正区鶴町 1 丁目 12 番
(3) 業務内容	台所その他改修工事 非常駐監理 2 級建築士 1 名（最低従事業務人・時間 104 人・時間）
(4) 履行期間	契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで
2 発注方式	
単体企業に発注する	
3 入札参加資格	
次に掲げる条件すべてに該当し、本公社の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。	
(1) 入札参加申請時において、「大阪市住宅供給公社設計及び工事監理業務等入札参加資格者登録」に『建築』で登録されており、「希望種目」『建築監理』で登録されていること。	
(2) 大阪市住宅供給公社契約規程第 7 条第 2 項及び第 3 項に該当しない者であること。	
(3) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。	
(4) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。	
4 入札参加申請等の交付書類	
(1) 交付期間	令和 7 年 6 月 6 日（金）から令和 7 年 6 月 13 日（金） 本公社の休日を除く上記期間の毎日 9：00 から 17：00 まで（12：15～13：00 までを除く）
(2) 交付場所	本公社ホームページ又は 1 3 発注担当に同じ
5 入札参加申請	
入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、本公社の入札参加資格の審査を受けなければならない。	
(1) 申請書類	公募型指名競争入札参加申請書兼誓約書
(2) 受付期間	令和 7 年 6 月 6 日（金）から令和 7 年 6 月 13 日（金） 本公社の休日を除く上記期間の毎日 9：00 から 17：00 まで（12：15～13：00 までを除く）
(3) 受付場所	1 3 発注担当に同じ
6 入札参加の指名等	
(1) 入札参加資格を審査したうえ、令和 7 年 6 月 18 日（水）の 14：00 以降に指名通知書を交付する。 ※ 電話等による指名通知は行わないため、指定日時以降入札日までに通知書を受取りに来ること。 ※ 配付場所については、発注担当に同じ。	
(2) 指名されなかった申請者に対しては、令和 7 年 6 月 18 日（水）にその理由を付して通知する。	
7 入札に参加することができない者	
(1) 入札参加申請期限までに入札参加申請をしなかった者、又は入札参加の指名をされなかった者	
(2) 当該入札に参加しようとする者で、大阪市住宅供給公社入札参加資格者登録の際「資本関係・人的関係に関する調書」で関連会社とみなされた者は 1 者しか参加することができない。	
(3) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者	
(4) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者	
8 保証の要否	
(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	契約金額の 100 分の 5 以上納付 ただし、大阪市住宅供給公社契約保証金取扱要綱第 3 条第 2 号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
(3) 契約保証人	不要
9 入札執行日時及び場所	
(1) 入札執行日時	令和 7 年 6 月 23 日（月） 10：30
(2) 入札執行場所	大阪市住宅供給公社 5 階 入札室

10 入札の無効	
(1) 大阪市住宅供給公社契約規程第 18 条第 1 項の規定に該当する入札	
(2) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札	
11 落札者の決定方法	
(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 ただし、『大阪市住宅供給公社 測量・建設コンサルタント等最低制限価格設定基準』第 3 条第 1 項に定める価格より低い価格 でした入札は無効とする。	
(2) 上記 (1) の規定により落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ等により落札者を決定するものとする。	
12 その他	
(1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、 契約の締結を行わないものとする。	
(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け たときは、契約の解除を行うことがある。	
(3) 契約対象となる工事の取り止め、または変更等に伴い、本業務委託の契約の取り止め、もしくは契約を変更する場合がある。	
13 発注担当	
大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号	
大阪市住宅供給公社 総務部経理課 (契約担当)	電話 06-6882-7003
14 業務内容に関する担当	
大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号	
大阪市住宅供給公社 住宅管理部	電話 06-6882-7045